

要 約

第1章 地域の知財政策の現状と課題 【ヒアリング調査結果】

我が国における知財政策は、2002年11月に、知的財産基本法が成立して以降、急速に進展し、現在では、毎年、知的財産推進計画が策定されている。

この知的財産推進計画は、国が策定する政策プランであるが、国の政策は、全国一律に画一的で公平な政策を実施することには適しているものの、地域ごとに異なる地域の特性に配慮した地域的な政策には適していない。現在は、「知的財産を活用する時代」に突入したと言われているが、地域においては、知財活用の主体である地場産業や地方大学などの役割が重要であり、このような地域の知的財産に対しては、国の施策よりも地方自治体の施策への期待が大きいといえる。このような状況下、地方自治体において、知財政策を重要な地域政策の一つとして検討することが求められており、現在では、26の都道府県において、地域の知的財産推進計画が策定されるに至っている。

本調査研究では、知財政策の内、地域にとって重要な地方大学への支援策に焦点をあてて、各都道府県における取組状況について調査を実施した。そして、地域の知財政策について、

都道府県の知財政策に共通する施策、地域の特性を活かした施策、の2つに分類し、また、国の知財政策との役割分担という観点から、国の施策の延長、国の施策の補完、地方独自の施策、の3つに分類して分析した。そして、このような分析を踏まえて、「地域の知財政策としての大学支援策」の在り方について考察した。

(1) 都道府県の知財政策に共通する施策

(知財財産に関する普及・啓発)

知的財産に関する普及・啓発に関する施策は、ほとんどの都道府県において、知財政策の重点施策の一つとして実施されている。特許出願の多い地域（東京都、大阪府）においても、中小企業に対する施策として、知的財産の普及・啓発を推進している。

知的財産の普及・啓発の具体的な方法としては、「知財セミナーの開催」が最も多く、ほとんどの都道府県において実施されている。地域における知財セミナーの内容を分析すると、地域ごとに様々な工夫が見られ、「知識レベル別の企画」、「業種別の企画」、「知的財産の寸劇」など、その地域の参加者のニーズを配慮した企画がなされている。

その他、「県民の発明の日」の設定（愛知県）や、「県民発明制度」の実施（鳥取県）により、地域において知的財産の普及・啓発を図っているところもある。

(知的財産に関する情報提供)

知的財産に関する情報提供は、ほとんどの都道府県において、知財政策の一つとして実施されており、知的財産の利用促進を図っている。

知的財産に関する情報提供の具体的な方法としては、都道府県のホームページを介して

情報提供を行う方法が最も多い。情報提供の内容については、各都道府県において異なっており、地域のニーズに配慮した内容になっているが、国の知財政策に関する情報を提供している部分も多い。

情報提供の手段については、インターネットの他、関連機関における情報交換会（宮城県）や関係機関の連絡会議（大阪府）等を開催することによって実施しているところもある。

（2）地域の特性を活かした施策

（外国関連施策について）

東京都、大阪府では、国際的な企業が多いという地域の特性に配慮して、外国出願に関連した支援策を講じている。例えば、外国特許出願費用の助成、外国侵害調査費用の助成などがある。最近では、東京都、大阪府以外でも、外国関連の知的財産に関する施策を検討している都道府県もある。

（模倣対策について）

福岡県、大阪府では、アジア地域との経済的な関係が比較的強いことから、特許製品や登録種苗に対する模倣対策のニーズが高いという特性がある。そこで、輸入された違法農産物に関する情報収集の実施（福岡県）特許情報センターにおけるアジア関連情報の充実（大阪府）などにより、模倣対策を積極的に推進しているところもある。

（産業集積について）

宮城県、熊本県では、県外への産業の空洞化が懸念される中、地域の産業集積に資する施策が講じられており、産業集積の推進に知財政策を活かす配慮がなされている。宮城県の産業クラスター事業、熊本県のフォレスト構想などにおいては、産業集積の推進に知財政策を活かす試みがなされている。

（政策強化について）

鳥取県、北海道、愛知県では、知的財産に対する意識が比較的低く、地域の知的財産推進計画の策定だけでは知財政策として不十分であり、更なる政策強化が求められている。そこで、知的財産に関する条例の施行（鳥取県）都道府県庁内における知財グループの設置（北海道、愛知県）等により、知財政策の強化を図っている。

（3）国と地方との役割分担

（国の施策の延長）

国が実施している施策に対して、地方自治体が、同様な施策を実施することにより、「国の施策の延長」として、施策の強化を図っているところがある。

【例】出願関連費用の助成（東京都、大阪府）

(国の施策の補完)

国が実施している施策に関連する範囲で、国の施策が施されていない部分について、地方自治体が施策を実施し、「国の施策の補完」をすることにより、施策の充実を図っているところがある。【例】地域クラスターの周辺施策（宮城県）

(地方独自の施策)

国が実施している施策とは独立して、地方自治体が、地域のニーズを配慮した上で、「地方独自の施策」を実施しているところがある。【例】地域ブランド戦略（岐阜県）

（ 4 ）地域の知財政策と大学支援策との関連性

都道府県から地方大学への支援策は、現在、まだ十分に実施されていない状況にある。しかしながら、ヒアリング調査を行うと、徐々に施策が講じられつつあることがわかる。

知的財産の普及・啓発については、大学向けの知財セミナーの実施（愛知県）や、大学等に対する対話型特許調査の実施（香川県）などにより、地方大学向け支援策を実施しているところがある。

知的財産に関する情報提供については、特許情報センター等における大学に向けた知財情報の充実（大阪府）や、大学発の発明を多く盛り込んだ技術シーズ集の作成（愛知県）などにより、地方大学向け支援策を実施しているところがある。

第2章 地域の知財政策に関する質問票調査 【アンケート調査結果】

産学連携の推進のための制度整備は、当初は国が中心となって進められてきた。現在では、これに加え、地方自治体が主体となり、支援制度を整備しつつある。産学連携の主体は、その受け手が企業である一方で、技術開発の担い手は大学や公設試験研究所であり、実際に制度を利用し、技術開発を行う主体でもある。知財関連の支援政策は、その制度自身が施行されて間もなく、制度に対する具体的な評価についてまだ十分な検討が行われていない。

そこで、各制度に対する評価を明らかにする目的で質問票調査を実施した。実施した期間は 2007 年 1 月～ 2 月にかけてである。対象は公設試験研究所、大学等、 704 組織である。回答数は 233 件であり、回収率は 33 % であった。質問内容は、知的財産政策に関する評価と産学連携の成功事例に対する政府・地方自治体の施策の関与度合等である。

(知財政策に対する印象)

知財政策の印象を人的、物的、資金的に分けて聞いた結果は、いずれの支援においても半分近い組織において役だっているとの結果となった。回答組織別に、国の政策、都道府県の政策に対する評価を見た結果は、国の政策は大学からの評価が高く、都道府県の

政策の評価は公設試験研究所からの評価が高くなっている。ただし、都道府県の政策に対する公設試験研究所からの評価で、物的支援のみ、大学からの評価の方が相対的に高くなっている傾向がみられた。

(知的財産推進計画に対する評価)

知財推進計画に対する評価は、50%近い組織で、「有益」「やや有益」との評価が得られたが、これも組織別に集計すると公設試験研究所よりも大学の方が、評価が高くなっている。公設試験研究所は、地域産業振興のために様々な活動をしているが、この結果からみると、現在の施策は公設試験研究所のスキームになじんでいない可能性が指摘できる。一方で、地方自治体の知財推進計画を有する都道府県に属する組織にその印象を聞いたところ、公設試験研究所の回答は、国の評価よりもやや高い評価を得た。

回答の自由記述欄には、知財となじみのない活動内容であるとの指摘がみられた。大学も公設試験研究所も、取り扱う技術の分野は多様である。この中で、知財に対する意識の低い分野については、今後知財政策を進めるべきか否かを含め、どのような推進計画を立案するかを検討する必要があろう。

(技術移転の成功事例)

技術移転の成功事例について質問した結果、大学では医薬品工業、公設試験研究所では食品工業の連携を成功とするケースが多かった。成功事例に対する外部組織の関与では、大学は国の、公設試験研究所では都道府県庁・他の公設試験研究所との連携が多くみられた。都道府県は、製品開発、権利化の過程で各成功事例に関与をしており、ハンズオンで技術開発と技術移転を振興していることが伺える。大学の持つ知識の産業での重要性は産業によって異なるとの調査結果があるが、地域振興の視点では、地域の地場産業や中小企業をいかにして振興するかが重要な鍵となる。ハンズオンによる手厚い支援は、地域産業を振興するための方策の一つであることが伺えよう。

第3章 地域の知財政策に関する計量分析 【計量分析結果】

ここでは公開データを用いて、2003年から各地方自治体で進められてきた知的財産推進戦略がどのようなインパクトを持つのか、計量経済学の手法を用いて分析する。各都道府県の知財戦略は2002年度に福岡県「福岡県農産物知的財産戦略」、鳥取県「島根県知的財産活用戦略」が策定され、2003年度に東京都「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」には大阪府「大阪府知的財産戦略指針」、秋田県「秋田県知的財産戦略」、北海道「北海道知的財産戦略推進方策」、愛知県「あいち知的財産創造プラン」などが策定された。それ以降にも福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、福井県、長崎県において知的財産戦略が策定され、2006年まで22都道府県において知的財産戦略が策定されている。同時に15県において、今後知的財産戦略を策定予定であり、知的財産戦略策定の動きは全国に広がりつつある。そのメニューは多岐に渡るが、知的財産権の創造、保護、活用を推進し、地方経済を活性化させる、という目的は共通している。

ただし、これらの知財政策が有効であったかどうか、未だに計量的分析が行われていないのが実情である。本章ではある一定の限界はあるものの、現時点で入手可能なデータを使って、各地方自治体の知的財産推進戦略が特許出願数、商標出願数にどのような影響を与えたかを分析する。分析では近年、政策評価に関する分析として広く利用されてきた、Difference in Differences Analysis（差分の差分法）を使う。この手法は従来の計量経済分析手法を応用することにより政策効果をより正確に推計することができ、労働、医療など、幅広い政策の効果を推計するケースで利用されている。

分析の結果は以下の通りである。第一に、知的財産推進戦略を策定した都道府県の特許出願数、商標出願数に統計的に有意な上昇が見られた。第二に、知的財産推進戦略を策定した年度ごとに都道府県を分けて、知的財産推進計画の効果を推計したところ、2003年度に知的財産推進計画を策定した都道府県のみで有意に特許出願数、商標出願数が増加することが確認された。この結果は先進的な都道府県のみで知的財産推進計画が効果を持つことを意味し、必ずしもすべての都道府県で知的財産推進計画が効果を持つとは限らないことを示唆する。

第5章 地域の知財政策に関するガイドライン策定に向けて - 提言 -

（1）都道府県の知財政策に共通する施策

（知財財産に関する普及・啓発）

知的財産に関する普及・啓発に関する施策は、ほとんどの都道府県において実施されており、必要性の高い事項であることから、今後、地域の知財政策の企画・立案において、必ず実施すべき必須項目として位置づけることが重要である。

知的財産に関する普及・啓発の具体的な手法としては、知財セミナーの開催が最も一般的な方法であり、その評価も高いことから、今後、地域の知財政策の企画・立案においても、知財セミナーの開催を積極的に計画することが重要である。

知財セミナーの開催に関しては、国が主催する知財セミナーと地方自治体が主催する知財セミナーとの間で調整が重要である。両者で重複した内容のセミナーを同時期に開催した場合、施策の効果が十分に発揮できることとなるので注意を要する。

国と地方自治体の知財セミナーの重複を排除するためには、国と地方自治体が共催して知財セミナーを実施するという手法がある。ただし、国と地方自治体の各自の長所を十分に生かすためには、国はミニマムな内容、地方自治体は地域のニーズに配慮した内容の知財セミナーを開催することが最適な手法である。

知財セミナー以外の手法としては、「県民の発明の日」（愛知県）などを設定して、知財の普及・啓発を図っているところや、「県民発明制度」（鳥取県）により県民の発明を奨励しているところもある。これについては、地域によって様々な取組が行われているの

で、地域間の情報交換を積極的に行うことによって、地方自治体同士でも、お互いに有益な政策については、その情報を共有することが大切である。

(知的財産に関する情報提供)

知的財産に関する情報提供は、ほとんどの都道府県において実施されており、重要な施策の一つであることから、今後、地域の知財政策の企画・立案においても、必ず実施すべき必須項目として位置づけることが重要である。

知的財産に関する情報提供の具体的な方法は、都道府県のホームページを介して情報の提供を行う方法であるが、情報提供に対するニーズは、各都道府県において異なることから、地域のニーズに対応した必要性の高い情報を選択して提供することが必要である。

都道府県のホームページでは、国の知財政策に関する情報を提供している部分も多い。日本全体に知的財産の普及・啓発がまだ十分でない現状を鑑みると、国の情報を地方自治体においても情報提供することにより、国の情報へのアクセスを促進・容易化することは、知的財産の普及・啓発を推進する上で有益な手段であるといえる。

最近の知財政策（国の施策）は、制度改正等、変化のスピードが速いので、地方自治体においては、内容の漏れや更新の遅れがないように配慮することが大切である。このため、「国と地方自治体の間の情報交換」について、十分に実施することが大切である。

(2) 地域の特性を活かした施策

地域の特性を活かした施策については、各地域で様々な取組が行われているので、地方自治体同士でお互いに情報を共有することは非常に有益である。上記「国と地方自治体の間の情報交換」のみならず、地方自治体間の情報交換についても積極的に実施することが大切である。

地域の特性を活かした施策について情報交換を行う際には、各施策について必要な分析を施すことにより、情報を活用しやすく整理した上で情報提供を行うことが大切である。本報告書では、地域の特性を活かした施策について、外国関連施策、模倣品対策、産業集積策、政策強化策など、知的財産の特徴や政策の課題などに応じて区分して分析を行っており、このような方法による情報の整理も一案であると考えられる。

地方自治体間の情報交換については、国の役割が重要である。各地の地方自治体の情報を広く共有したいときに、地方自治体が1対1の情報交換を実施していたのでは、情報の共有化は非効率である。今後は、国が中心になって、各地域の特性を活かした政策を調査して分析を行い、その情報を地方自治体に広く提供することが必要である。地方自治体の取組に関する情報の分析・提供を、国が中心になって推進することは、今後の地域の知財政策の発展にとってきわめて有益であると考えられる。

(3) 国と地方との役割分担

国の政策は、全国一律に画一的で公平な政策を実施することには適しているものの、地域ごとに異なる地域の特性に配慮した地域的な政策には適していない。現在は、「知的財産を活用する時代」に突入したと言われているが、地域においては、知財活用の主体である地場産業や地方大学などの役割が重要であり、このような地域の知的財産に対しては、国の施策よりも地方自治体の施策への期待が大きいといえる。

知財政策は、比較的新しい政策であることから実績も少なく、国と地方の役割分担が明確に整理されているとは言い難い状況にある。しかしながら、今後、知財政策を無駄なく有効に実施するためには、国と地方の役割分担を明確にした上で施策を推進することが必要不可欠である。

地域の特性を活かした施策について情報交換を行う際には、各施策について必要な分析を施すことにより、情報を活用しやすく整理した上で情報提供を行うことが大切である。本報告書では、地域の特性を活かした施策について、外国関連施策、模倣品対策、産業集積策、政策強化策など、知的財産の特徴や政策の課題などに応じて区分して分析を行っており、このような方法による情報の整理も一案であると考えられる。

国と地方の役割分担を推進するためには、現状を踏まえて役割分担の在り方を分析し、政策の分類・整理をした上で実施することが必要である。本報告書では、国と地方自治体の役割分担について、　国の施策の延長、　国の施策の補完、　地方独自の施策などに応じて区分して分析を行っており、このような方法による政策の整理も一案であると考えられる。

(4) 地方における知財政策と大学支援策との関連性

地方大学は、地方における知的財産の創出主体として重要な役割を担っていることから、地域の知財政策として、その支援策を実施することはきわめて重要なことといえる。今後は、地域における知財政策の中に、地方大学への支援策を重要課題の一つとして位置づけ、その具体的施策について十分に検討することが大切であると考えられる。

地方における知財政策として大学支援策を実施する際には、本報告書で示されているような「地域の特性を活かした知財政策の在り方」を十分に考慮して実施することが重要である。